

犬山市立城東中学校改築工事等基本設計業務プロポーザル実施要領

(令和7年1月20日)

1 プロポーザルを実施する趣旨

犬山市立城東中学校の改築及び長寿命化改良工事等に係る基本設計業務の発注にあたり、高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有しており、犬山市立城東中学校改修のための検討会等に参加し、地域住民や生徒、教職員の意見を柔軟に取り入れることができる設計者を選定することを目的として、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱及び本要領に基づき公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名 犬山市立城東中学校改築工事等基本設計業務

(2) 所在地 犬山市大字塔野地字田口洞39番地101

(3) 敷地面積 約25,808㎡

(4) 建物用途 中学校

(5) 工事内容

- ・南校舎東側：長寿命化改良工事
- ・北校舎東側：長寿命化改良工事
- ・南校舎西側：改築工事（解体及び新築）
- ・北校舎西側：改築工事（解体及び新築）
- ・給食室：改築工事（解体及び新築）
- ・その他：グラウンド整備、プール改造、中庭・外構及び駐車場等整備工事
※グラウンド整備は本設計には含まない。

(6) 建物規模・構造

〈長寿命化改良工事〉

・南校舎東側：RC4階建 1, 782㎡

・北校舎東側：RC3階建 856㎡

〈改築〉

・新校舎：RC3階または4階建 3, 458㎡以下

・給食室：1階建 650㎡程度

〈解体〉

・南校舎西側：RC4階建 1, 655㎡

・北校舎西側：RC2階建 2, 334㎡

・給食室：RC1階建 273㎡

〈その他〉

- ・仮設校舎建設
- ・中庭、外構及び駐車場等整備
- ・工事用車両進入道路整備

(7) 地域地区等

ア 用途地域	市街化調整区域
イ 建ぺい率	60%
ウ 容積率	200%
エ 防火地域	指定なし
オ 日影規制	10m超、2.5時間/4時間、測定面4M
カ 地区計画	なし
キ 高度地区	なし
ク 景観計画	市街地地域 田園集落ゾーン
ケ 文化財保護法	無
コ 砂防法	学校敷地全体 砂防指定地

(8) スケジュール及び予算

ア スケジュール	
基本設計	令和7年度
実施設計	令和8年度～令和9年度
建築工事	令和9年度～令和12年度
外構等その他工事	令和12年度
イ 概算工事費	
新築工事	3,783,860千円 (新校舎・給食室の解体及び新築)
長寿命化改良工事	1,232,896千円
中庭・外構工事	100,000千円

※ 過去実績から算出。

(9) 基本方針

別添「犬山市立城東中学校改修基本構想」（以下「基本構想」という。）を確認すること。その他追加内容を下記に示す。

II. 城東中学校改築に向けての留意事項（基本構想 P3）

(2) 暑さ寒さ対策、雨漏り等が起こりにくいようなメンテナンスへの配慮、子供たちの安全確保など、建物の基本的性能を十分に満たした上での設計を考えています。

- ・建物の維持管理、将来的な改修を見据えた設計とする。

III. 城東中学校の改築等概要（基本構想 P3）

(3) 基本構想詳細（基本構想 P4）

ア 全体

① 将来的な生徒数減少による空き教室の利活用等

将来的な生徒数減少に伴い空き教室となった場合には、小学校の教室等として利用することも可能な限り想定する。

④学校全体の教室配置

- ・工事を実施する令和9年度時点の生徒数・学級数をもとにした教室配置（3学年×4クラス程度）を行うものとする。

⑦グラウンドの一体利用面積拡大

- ・現状、第1グラウンド、第2グラウンド、第3グラウンドと段差があり、グラウンドの有効利用が出来ない状況にある。グラウンドの段差を解消し、1つのグラウンドとして一体利用可能なものとするとともに、サッカーの公式コート（ゴールライン長65m×タッチライン長100m程度を想定）が引けるようにする。
- ・工事期間中の授業や部活等によるグラウンド利用状況を十分配慮するものとする。

⑬避難所や学校開放など地域住民が利用可能な部屋を確保し、地域住民が利用しやすい配置

- ・学校開放と学校スペースを兼用する部屋として多目的室を設置する。
- ・上記以外の学校専用スペースとの境界に間仕切り等を取り付けることで、学校休校日でも貸し出し可能な施設とする。

⑭木質系材料の利用

- ・犬山市建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき建築物等において木造・木質化を促進する。

イ 南校舎東側、北校舎東側

- ・屋根防水改修
- ・外壁改修（外壁劣化補修及び再塗装、外壁・サッシのシール打ち換え等）
- ・トイレ改修（和式便器から洋式便器に交換、それに伴うブースと配管交換、床改修）
- ・内装の木質化（県産木材（あいち認定材）の使用）
- ・教室再配置に伴う改修（間仕切りの設置等）。

ウ 新校舎

⑥多目的スペースの設置

次の要件を満たしたものであること。

- ・普通教室との関連が密接で、通常の授業に利用しやすい配置にあること。
- ・床仕上げ、間仕切等が多様な利用形態に対応できるものであること。
- ・普通教室、各特定教科用の特別教室、または用途を限定した図書館、特別教室、視聴覚室等とみなされるものでないこと（ただし、多目的スペースをこれらの目的に使用することを可とする。）。

エ 給食室

- ・ドライシステム化、アレルギー対策の実施

※学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示第64号）及び学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文科科学省）に対応すること。

- ・城東中学校、城東小学校の共同調理場（対応食数1,000食程度）とし、城東小学校への給食運搬を想定する。
- ・校舎と給食室を1棟にまとめることを可とする。

(10)その他

ア 推定駐車場数

- ・40台（来賓駐車場を含む）

イ 空調機器

- ・北校舎及び南校舎、給食室に設置している令和元年度に設置したGHP空調機器（室内機26台、室外機7台）、令和6年度に設置したGHP空調機器（室内機5台、室外機2台）は移設して使用するものとする。

ウ 高圧受電設備

- ・全体計画から必要となる高圧受電設備の容量を算出し、設備の更新・新設を検討するものとする。

エ 測量調査

- ・令和6年度に発注。
- ・敷地及びその周辺の基準点測量、水準測量、地上レーザ測量を実施。

オ 地質調査

- ・校舎の配置計画が決定次第、令和7年度に調査を実施予定。

カ 劣化度状況調査

- ・令和7年度に基本設計業務の中で実施。費用は基本設計に含む。

キ アスベスト事前調査

- ・令和6年度に書面、目視調査を実施。分析調査費用は基本設計に含む。
- ・「(8)イ概算工事費」にアスベスト撤去費用は含まない。

ク 工事用車両進入道路

- ・市道犬山今井上線から北上し、市道塔野地2号線から敷地に進入を想定。

ケ 仮設校舎

- ・仮設校舎を使用する場合は原則普通教室とする。職員室及び給食室の仮設は認めない。
- ・工事中の生徒の安全を確保し、教育環境への影響が最小限となるよう、設置期間等を決定する。
- ・設置期間については、短くするための検討を行うこと。
- ・費用は別途とし、「(8)イ概算工事費」に含まない。

コ 技術科室棟

- ・原則、工事を行わない。

- ・全体の工事計画により、解体することが合理的な場合は解体し、校舎に組み入れることを可とする。

(1 1) 業務内容等

- ア 犬山市立城東中学校基本設計業務・実施設計に必要な基本設計図書の作成
(3部を紙媒体で納品するとともに、PDF等電子データを納品すること。)
- イ 犬山市立城東中学校改修のための検討会(ワークショップ)への参加(4回程度を想定)及び運営支援
 - ①配布資料作成
 - ②議事録の作成
 - ③技術的助言や検討結果について基本設計へ反映

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加するには、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は複数の法人により構成する共同体(以下「共同企業体」という。)であること。

- (1) 令和6年度、7年度犬山市入札参加資格者名簿において、建築設計の業種登録事業者(以下「登録事業者」という。)であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(令和2年3月30日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(8) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成23年4月以降に学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（平成23年4月1日23文科施第3号）に規定する長寿命化改良事業の実施設計を受注したことがあること。

イ 同交付要綱に規定する構造上危険な状態にある建物の改築（延床面積2,000㎡以上）の実施設計受注があること。

ウ 劣化度状況調査に基づく学校施設の長寿命化計画策定の受注実績があること。

4 業務実施上の条件

(1) 総括責任者は一級建築士であること。

(2) 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。

(3) 総括責任者及び各分野主任技術者はそれぞれ1名以上であること。

(4) 統括責任者は主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

(5) 業務の全部を再委託しないこと。

(6) 意匠分野を再委託しないこと。

(7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが指名停止期間でないこと。

※「主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルを提案する者は次の書類を提出すること。

様式	書類名	部数	提出期限
様式第1	参加意向申出書	1部	令和7年2月19日（水） 午後5時まで
任意	代表者の氏名（ふりがなを付す）性別、住所、生年月日を記載		
—	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）		
—	定款、規約またはこれに準ずる書類		
—	国税の納税証明書（その3の3）（写し可） ・法人税、消費税及び地方消費税 ※当該税目について確認できる場合はその3でも可		

—	都道府県民税の納税証明書（写し可） ・都道府県民税、法人事業税、自動車税 ※未納の税額がないことが確認できるもの	1部	令和7年2月19日（水） 午後5時まで
—	市町村民税の納税証明書（写し可） ・市町村民税、軽自動車税、固定資産税 ※未納の税額がないことが確認できるもの		
—	法人の収支予算書（最新年度1年分）		
—	法人の財務状況を示す書類（直近3年分） ・事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録又はこれらに類するもの		
様式第5	提案書	9部	令和7年2月28日（金） 午後5時まで ※様式第1と同時に提出も可 ※左上留（ホチキス等） ※写真はカラーコピー可
様式A	事務所の概要		
様式B	事務所の同種・類似業務実績		
様式C	総括責任者の経歴等		
様式D	受託した場合の各分野主任技術者の主な業務実績		
様式E	犬山城東中学校改築等への提案（技術提案書）		
任意	基本設計委託料に係る見積書 ※消費税込みの金額を記入	1部	

※ 各種様式については、犬山市ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された資料の返却は行いません。

(2) 提出場所

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（市役所本庁舎3階）
犬山市教育委員会学校教育課 担当：中村、阪下

(3) 提出方法

持参、宅配便、郵送

宅配便及び郵送（提出期限当日までに必着のこと）により参加意向申出書等を受け付けた場合、参加意向申出書の E メールアドレス宛に犬山市より受領確認のメールを送信する。

※提出期限当日までに書類が整っていない場合は、失格とする。

6 実施スケジュール

プロポーザル公募開始	令和7年1月20日（月）から
審査	現地説明会 令和7年1月24日（金） 令和7年1月27日（月） 質問受付 令和7年2月3日（月）まで 質問回答 令和7年2月5日（水） 参加意向申出書等提出期限 令和7年2月19日（水） 提案資格確認結果通知 令和7年2月下旬（予定） 提案書等提出期限 令和7年2月28日（金） 書類審査（※） 令和7年3月上旬 書類審査結果通知（※） 令和7年3月14日（金）まで 提案プレゼンテーション及び ヒアリング 令和7年3月26日（水） 結果発表（公表、通知） 令和7年4月上旬

※ 書類審査は提案者数が多い場合は実施するものとする。

7 質問及び回答

（1）質問票の提出（電子メールのみ受付）

ア 提出期限：令和7年2月3日（月）午後5時（必着）

イ 提出先：犬山市教育委員会学校教育課 担当 中村、阪下

E-mail：070200@city.inuyama.lg.jp

ウ 提出方法：様式 F を電子メールで送信

エ 電子メールを送信した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

オ 電子メールを送信する際の表題は「城東中学校プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

（2）質問に対する回答

ア 回答期日：令和7年1月20日（月）から令和7年2月5日（水）

イ 回答方法：市ホームページに掲載

ウ 回答にあたり質問全てを公表するが、質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 現地説明会等

(1) 現地説明会

- ア 場 所 犬山市立城東中学校
犬山市塔野地田口洞39番地101
(名鉄富岡前駅より徒歩15分)
- イ 日 時 令和7年1月24日(金)午後3時～
令和7年1月27日(月)午後3時～
- ウ 出席者 出席者の所属と名前、連絡先、交通手段を下記までご連絡ください。
出席者は3名までとします。
- エ 申込先 犬山市教育委員会学校教育課 担当 中村、阪下
電話番号：0568-44-0351(直通)
E-mail：070200@city.inuyama.lg.jp
- オ その他 現地説明会の参加は任意であり、審査には影響ありません。

(2) その他

ヒアリングに参加する事業者は、再度の現地の調査、見学等を希望する場合は令和7年3月14日(金)午後5時までに事務局に連絡をすること。

9 ヒアリング

(1) 実施場所等

- ア 場 所 犬山市役所 401会議室
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地(名鉄犬山駅より徒歩5分)
電話番号：0568-44-0351(直通)
- イ 日 時 令和7年3月26日(水)午後
- ウ 出席者 説明者は総括責任者及び担当主任技術者から2名、計3名以内とする。
なお、原則として説明者以外の者の出席は認めない。

(2) ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は令和7年3月14日(金)までに別途通知する。

(3) ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書(A0程度に拡大し出力した紙、又は、プロジェクター等を使用し、拡大映像での説明も可)のみを使用すること。提出した技術提案書以外を拡大使用した場合、提出された技術提案書は無効となる。また、ヒアリング時の追加資料の配布は認めない。

(4) 拡大映像で説明する際のパソコン(パワーポイント等含む)は、提案者で用意すること。プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用する。機種の様態については事前に確認すること。

(5) ヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし交通機関等の事故等やむを得ない理由が有る場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(6) ヒアリングは非公開とする。

10 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市附属機関設置条例（平成28年12月28日条例第36号）犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成29年規則第11号）に基づく審査委員会を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

各審査委員が独立して、審査基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく最上位の者を受注候補者に選定し、受注候補者に次ぐ順位の者を次順位候補者に選定する。同点となった場合は、(4) 審査基準「5業務の実施方針等」の合計得点が高い者を上位とする。

(3) 審査

(4) 審査基準により、審査を実施した結果、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

提案者が多い場合は、書類審査により上位4者程度をヒアリングの対象とする。書類審査は(4) 審査基準の評価項目1～5を審査の対象とし、評価項目5は仮評価とする。ヒアリングでは、評価項目5～6を審査するものとする。

提案の数が1である場合は、受注者として適切な者であるかどうか審査することとし、各審査委員の評価点数の平均値6割以上である場合に受注候補者に選定する。

(4) 審査基準

評価項目	評価事項	配点
1 設計事務所の能力	技術者数、同種・類似業務実績数、代表的な主要業務実績の内容	30点
2 総括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数、繁忙度	15点
3 担当チームの能力	各分野の主任技術者等の資格・経験、業務実績数	15点
4 見積書	見積書の妥当性	10点
5 業務の実施方針等	① 業務の理解度	20点
	② 設計上の配慮事項の理解度	20点
	③ テーマ内容の的確性	15点
	④ テーマ内容の創造性	15点
	⑤ テーマ内容の実現性	15点
6 総合評価	取組意欲	10点
	表現力、わかりやすさ	5点

11 審査結果の通知、公表

全ての審査完了し、犬山市入札契約審査会による確認後、提案者全てに対し結果を通知する。また、選定結果を犬山市ホームページで公表する。公表は契約締結後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとする。なお、非選定者は、書面により選定理由について説明を求めることができる。

- (1) 受注候補者
 - ・契約相手が受注候補者の場合は、受注候補者のみ公表する。
 - ・受注候補者が契約を行わない等契約相手が次順位受注候補者の場合は、受注候補者及び次受注候補者を公表する。
- (2) 審査結果
 - ・提案者名については、受注候補者以外は匿名とする。

1.2 設計業務契約

(1) 契約の締結

犬山市は、受注候補者となった者と犬山市立城東中学校改築等工事基本設計業務委託の契約交渉を行う。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次順位受注候補者を契約に係る交渉を行う。また、業務委託契約を締結するまでの間に、犬山市から指名停止の措置を受けた時も同様とする。

(2) 契約期間

令和7年4月下旬から令和8年3月を予定

(3) 担当部署との協議

契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行う。協議に際しては、受注候補者は誠実に協議に応じなければならない。

(4) その他

ア 基本設計業務委託料の予算は、41,371千円（消費税込）。

なお、契約保証金は免除とする。支払時期は契約に定める。ただし、委託料には旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

イ 具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内容を反映しつつも、犬山市との協議及び犬山市立城東中学校改修のための検討会等の検討結果に基づいて実施するものとする。

1.3 提供する資料等

プロポーザルの関連情報として、以下の資料を提供する。

(1) 公立学校施設台帳総括表及び配置図

1.4 その他

- (1) プロポーザルを提案する者は、本実施要領を遵守すること。
- (2) プロポーザルを提案する者は、本実施要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は全て提案者の負担とする。提出された書類は返却しない。
- (4) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、犬山市が契約書を作成する。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合

- ウ 本プロポーザル公募開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触をした場合
- エ 見積書の金額が上限額を超える場合

1 5 事務局

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（市役所本庁舎 3 階）

犬山市教育委員会学校教育課 担当：中村、阪下

電話番号：0568-44-0351（直通）

E-mail : 070200@city.inuyama.lg.jp